

事由C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る）

家計急変提出書類一覧

■共通（家計急変にお申し込みされる場合は、全員提出が必要です）

| 必要書類 | 提出先 | チェック欄 |
|----------------------------|-------------|-------|
| ① 給付奨学金確認書【原本】 | 本人→学校保管 | |
| ② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】 | 本人→学校→JASSO | |
| ③ 課税証明書（学生本人と生計維持者分）【コピー可】 | 本人→学校→JASSO | |

※①と②はA 3用紙 1枚で繋がっていますので、それぞれに分けて（A 4サイズに切って）学校に提出してください（学校は給付奨学金申請書を JASSO に提出します）。

※③は学生（本人）・生計維持者（急変がない生計維持者も含む）全員分の提出が必要となります。

<注> 既に予約採用や定期採用でマイナンバーを提出済の学生が家計急変採用に申し込む場合は、**再度マイナンバー提出書類（マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類）の提出が必要**です。専用封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により、学生（本人）から JASSO（日本学生支援機構）に直接郵送ください。

■家計急変事由に関する証明書類

| 必要書類 | 提出先 | チェック欄 |
|---|-------------|-------|
| ④雇用保険被保険者離職票【コピー】 <u>または</u> 雇用保険受給資格者証【コピー】 ・離職理由コードが<1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)>であるもの | 本人→学校→JASSO | |

■進学（進級）前に家計急変が発生した場合

| 必要書類 | 提出先 | チェック欄 |
|---|-------------|-------|
| ⑤ 家計急変に該当する生計維持者の、家計急変が発生した日の翌月分～進学（進級）の前月分までの給与明細等及びその他の所得があればその証明書（最大 12 か月分）【コピー可】 ※帳簿（コピー）を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」を添付 | 本人→学校→JASSO | |

■該当者のみ

| 必要書類 | 提出先 | チェック欄 |
|------|-----|-------|
|------|-----|-------|

| | | |
|--|-------------|--|
| ⑤在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】 | 本人→学校→JASSO | |
| ⑥以下の書類のうち一つ【コピー可】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等在籍証明書（施設長発行） ・児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） ・措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等 | 本人→学校→JASSO | |